

佐賀県告示第三百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があつた。

平成二十二年十月五日

佐賀県知事 古 川 康

名 称	所 在 地	廃止年月日
鎮西町立松島診療所	東松浦郡鎮西町大字松島 三五六二番地四	平成一七・一・一
みねこ皮ふ科クリニック	神埼郡吉野ヶ里町吉田二 一五四番地三	平成二二・三・一
大和漢方水堂薬局	佐賀市大和町大字尼寺三 〇四二番地六	平成二二・二・一
武雄市立武雄市民病院	武雄市武雄町大字富岡一 一〇八三番地	平成二二・二・一